

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
第１ 趣旨 集落営農は、生産・販売活動の共同化等により地域の農地の持続的な利用に貢献してきたが、構成員の高齢化や減少が進み、今後、組織の弱体化が懸念されている。 このため、<u>集落営農</u>が、様々な経営課題を乗り越え、将来にわたって持続的に発展することができるよう、地域の関係機関のサポートを受けながら、集落営農の活性化に向けたビジョンづくりや若者等の雇用、高収益作物の試験栽培・販路開拓、共同利用機械等の導入など、地域の状況に応じた取組を総合的に支援する。 第２ 目標 本事業は、第１の趣旨を踏まえ、<u>集落営農</u>が策定したビジョンの実現に向けた取組を総合的に支援することにより、集落営農の活性化を図る。 第３ 事業の実施 １ 事業の実施方針 （１）助成事業 第５の市町村が策定する集落営農等支援計画（別紙様式第２号。以下「支援計画」という。）に基づき、地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和５５年法律第６５号。以下「基盤強化法」という。）第１９条第１項に規定する地域計画をいう。以下同じ。）が策定されている地域等において、集落営農の活性化に向けたビジョンづくりとその実現に向けた取組を助成する。 （２）サポート活動 助成事業の実施に当たり、都道府県及び市町村は、関係機関等と連携し、<u>集落営農等</u>の取組に対するサポートを実施する。	第１ 趣旨 集落営農組織は、生産・販売活動の共同化等により地域の農地の持続的な利用に貢献してきたが、構成員の高齢化や減少が進み、今後、組織の弱体化が懸念されている。 このため、<u>集落営農組織</u>が、様々な経営課題を乗り越え、将来にわたって持続的に発展することができるよう、地域の関係機関のサポートを受けながら、集落営農の活性化に向けたビジョンづくりや若者等の雇用、高収益作物の試験栽培・販路開拓、共同利用機械等の導入など、地域の状況に応じた取組を総合的に支援する。 第２ 目標 本事業は、第１の趣旨を踏まえ、<u>集落営農組織</u>が策定したビジョンの実現に向けた取組を総合的に支援することにより、集落営農の活性化を図る。 第３ 事業の実施 １ 事業の実施方針 （１）助成事業 第５の市町村が策定する集落営農等支援計画（別紙様式第２号。以下「支援計画」という。）に基づき、地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和５５年法律第６５号。以下「基盤強化法」という。）第１９条第１項に規定する地域計画をいう。以下同じ。）<u>又は実質化された人・農地プラン（農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成２４年５月３１日付け２４経営第５６４号農林水産省経営局長通知）附則（令和５年４月１日付け４経営第３２１６号）５の規定によりなお従前の例によるものとされる人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年６月２６日付け元経営第４９４号農林水産省経営局長通知。以下「人・農地プラン進め方通知」という。）に基づき策定されたものをいう。以下同じ。）</u>が策定されている地域等において、<u>集落営農組織等</u>による集落営農の活性化に向けたビジョンづくりとその実現に向けた取組を助成する。 （２）サポート活動 助成事業の実施に当たり、都道府県及び市町村は、関係機関等と連携し、<u>集落営農組織等</u>の取組に対するサポートを実施する。

2 事業実施地区

本事業は、地域計画が策定されている地区を対象とする。

ただし、東日本大震災に伴い発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響により、避難区域や作付制限区域等が設定された福島県の12市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村をいう。以下「原子力被災12市町村」という。）及び令和6年能登半島地震の被災市町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町及び能登町に限る。以下同じ。）にあっては、実質化された人・農地プラン（人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年6月26日付け元経営第494号農林水産省経営局長通知）2の（1）の実質化された人・農地プランをいう。以下同じ。）の対象地域内で行われるものについても事業の対象とする。

（削る。）

3 事業実施期間等

第5の都道府県事業実施計画（別紙様式第3号。以下「都道府県計画」という。）及び市町村の支援計画に記載された取組は、事業実施年度の年度内に取組を完了するものとする。

また、5の（1）の助成対象者は、ビジョンの実現に向け令和8年度まで取組を継続できることとし、この場合において、国の補助は、それぞれの年度において承認した都道府県計画及び支援計画に記載された取組に係る経費を対象とするものとする。

4 （略）

5 事業内容

（1）助成対象者

1の（1）の助成事業の助成の対象となる集落営農等は、過年度に本

2 事業実施地区

本事業は、以下の地区を対象とする。ただし、当該実施地区と隣接する地域であって、かつ、当該事業と一体的に事業を実施することが集落営農組織の発展に向けて必要と認められる地域については、同地域を含めて一体的に実施することができるものとする。

（1）地域計画

本事業の計画申請までに、地域計画が策定されている地区

（2）実質化された人・農地プラン

本事業の計画申請までに、実質化された人・農地プラン、人・農地プラン進め方通知の3により実質化された人・農地プランとみなすことができると判断できる既存の人・農地プラン及び同通知の4により実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる人・農地プラン以外の同種取決め等（以下「人・農地プラン等」という。）の策定されている地区であり、工程表（「地域計画の策定に取り組む地区の工程表」の策定について（令和4年9月22日付け4経営第1531号農林水産省経営局経営政策課長通知）に基づき作成した工程表をいう。以下同じ。）を作成し、令和6年度中に地域計画の策定が確実と見込まれる地区

3 事業実施期間等

第5の都道府県事業実施計画（別紙様式第3号。以下「都道府県計画」という。）及び市町村の支援計画に記載された取組は、事業実施年度の年度内に取組を完了するものとする。

また、5の（1）の助成対象者は、ビジョンの実現に向け最長で3年間取組を継続できることとし、この場合において、国の補助は、それぞれの年度において承認した都道府県計画及び支援計画に記載された取組に係る経費を対象とするものとする。

4 （略）

5 事業内容

（1）助成対象者

1の（1）の助成事業の助成の対象となる集落営農組織等は、以下の

事業を実施した組織であり、以下のアからウまでの要件を満たす組織又はエの要件を満たす組織（組織の構成員でアからウまでの要件を満たす組織を含む。）であること。ただし、過年度に実施した事業に係る（２）のアの（ア）の集落ビジョン（事業の実施前に策定されていたものを含む。以下同じ。）と異なる集落ビジョンを策定し、本事業を実施する場合は、従前実施した事業に係る成果目標を目標年度において達成していること。

ア・イ （略）

ウ 地域計画のうち目標地図（基盤強化法第 19 条第 3 項の地図をいう。以下同じ。）に位置付けられた組織（原子力被災 12 市町村及び令和 6 年能登半島地震の被災市町にあっては、実質化された人・農地プランに位置付けられた中心経営体を含む。）又は位置付けられることが確実である組織であること。

エ （略）

（２）対象となる事業内容等

ア 助成対象者の取組及び助成の内容

（ア）～（ウ） （略）

（エ）補助上限額

助成対象者ごとの補助上限額は、集落ビジョンにおける目標年度までの期間で 1,000 万円とする。

イ・ウ （略）

第 4 成果目標及び目標年度

1 成果目標

本事業の成果目標は、集落営農の活性化に関する目標とし、別紙 4 の表に掲げる目標項目に関して助成対象者が関係機関のサポートを受けながら同表に定める目標水準に則して設定するものとする。

2 目標年度

成果目標の目標年度は、令和 8 年度とする。

第 5 実施手続

1 （略）

（１）助成対象者が位置付けられている目標地図を含む地域計画等や当該市町村における各種農業振興に関する計画等との整合に留意すること。

（２） （略）

（３）成果目標及び目標年度までの各年度の目標の設定根拠、当該年度に実施予定の取組の積算根拠、導入する機械等の規模決定根拠等につ

アからウまでの要件を満たす組織又はエの要件を満たす組織（組織の構成員でアからウまでの要件を満たす組織を含む。）であること。ただし、過年度に実施した事業に係る（２）のアの（ア）の集落ビジョン（事業の実施前に策定されていたものを含む。以下同じ。）と異なる集落ビジョンを策定し、本事業を実施する場合は、従前実施した事業に係る成果目標を目標年度において達成していること。

ア・イ （略）

ウ 地域計画のうち目標地図（基盤強化法第 19 条第 3 項の地図をいう。以下同じ。）又は人・農地プラン等に位置付けられた組織又は位置付けられることが確実である組織であること。

エ （略）

（２）助成対象者及び事業実施主体の取組及び助成・補助の内容

ア 助成対象者の取組及び助成の内容

（ア）～（ウ） （略）

（新設）

イ・ウ （略）

第 4 成果目標

1 （新設） 本事業の成果目標は、集落営農の活性化に関する目標とし、別紙 4 の表に掲げる目標項目に関して助成対象者が関係機関のサポートを受けながら同表に定める目標水準に則して設定するものとする。

2 目標年度

成果目標の目標年度は、第 5 の 4 支援計画の承認のあった日の属する年度から起算して 3 年度目とする。

第 5 実施手続

1 （略）

（１）助成対象者が位置付けられている目標地図を含む地域計画、人・農地プラン等や当該市町村における各種農業振興に関する計画等との整合に留意すること。

（２） （略）

（３）成果目標及び目標年度までの各年度の目標の設定根拠、当該年度に実施予定の取組の積算根拠、整備する施設等の規模決定根拠等につ

いて、客観的な資料により確認すること。

2 (略)

(1) ・ (2) (略)

(3) 助成対象者が目標地図に位置付けられていること又は位置付けられることが確実と判断できること。

(4) ～ (6) (略)

3・4 (略)

第9 導入した機械等の管理運営等

事業実施主体である市町村は、助成対象者に対し、導入した機械等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕、改築等を行い、その導入目的に即して最も効率的な運用を図り適正に管理運営するよう指導するものとする。また、導入した機械等は、被災等に備え、損害保険等への加入を促すものとする。

1 管理方法

(1) 事業実施主体である市町村は、助成対象者が導入した機械等（事業費が50万円以上の備品等を含む。）について、助成金の交付目的に沿った適正な管理を行わせるため、耐用年数表（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数表をいう。以下同じ。）に相当する期間に準じて処分制限期間を設定させるものとする。

(2) ～ (5) (略)

2 財産処分の手続

事業実施主体である市町村は、助成対象者が導入した機械等について、1の(1)で設定した処分制限期間内に、当該助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）第22条に準じた財産処分として、市町村交付規則等に基づき、財産処分の申請を行わせ、市町村の承認を受けさせるものとする。また、市町村は、当該申請の内容を承認するときは、財産処分の基準等に留意し、その必要性を検討しなければならない。

3 災害の報告

事業実施主体である市町村は、助成対象者が導入した機械等について、処分制限期間内に天災その他の災害により被害を受けたときは、直

いて、客観的な資料により確認すること。

2 (略)

(1) ・ (2) (略)

(3) 助成対象者が目標地図又は人・農地プラン等に位置付けられていること又は位置付けられることが確実と判断できること。

(4) ～ (6) (略)

3・4 (略)

第9 整備した機械等の管理運営等

事業実施主体である市町村は、助成対象者に対し、整備した機械等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕、改築等を行い、その整備目的に即して最も効率的な運用を図り適正に管理運営するよう指導するものとする。また、整備した機械等は、被災等に備え、損害保険等への加入を促すものとする。

1 管理方法

(1) 事業実施主体である市町村は、助成対象者が整備した機械等（事業費が50万円以上の備品等を含む。）について、助成金の交付目的に沿った適正な管理を行わせるため、耐用年数表（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数表をいう。以下同じ。）に相当する期間に準じて処分制限期間を設定させるものとする。

(2) ～ (5) (略)

2 財産処分の手続

事業実施主体である市町村は、助成対象者が整備した機械等について、1の(1)で設定した処分制限期間内に、当該助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）第22条に準じた財産処分として、市町村交付規則等に基づき、財産処分の申請を行わせ、市町村の承認を受けさせるものとする。また、市町村は、当該申請の内容を承認するときは、財産処分の基準等に留意し、その必要性を検討しなければならない。

3 災害の報告

事業実施主体である市町村は、助成対象者が整備した機械等について、処分制限期間内に天災その他の災害により被害を受けたときは、直

ちに助成対象者に報告させるものとする。

4 増築等に伴う手続

事業実施主体である市町村は、助成対象者が導入した機械等の移転若しくは更新又は生産能力、利用規模、利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等を当該施設等の処分制限期間内に行うときは、あらかじめ助成対象者に報告させるものとする。

第 12 効率的かつ適正な執行の確保

1～4 (略)

5 事業実施主体は、本事業の実施に係る関係書類等の電子メールによる提出を認めること、既に提出されている資料と重複する資料や申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な資料については提出を求めないことなど、助成対象者の事務負担の軽減に努めるものとする。

第 13 国の助成措置等

1 (略)

2 国は、本事業に対する要望の把握に努めるとともに、配分予定額の範囲内で、以下の(1)から(5)までにより算定した配分額を都道府県に配分するものとする。

(1) (略)

(2) 助成対象者が集落ビジョンの実現に向けて実施する取組については、事業実施主体である市町村は、集落ビジョンに記載された成果目標等の取組を別紙5のポイント基準表に基づきポイント化し、その合計値を集落ビジョンに記載された最長5年間の総補助金額で除して採択ポイントを算定する。また、本事業により過年度から継続して実施する取組については、市町村が算定した採択ポイントに、都道府県が当該取組の前年度の成果目標の達成状況を踏まえたポイント加算を行う。

国は、算定された採択ポイント(都道府県の加算ポイントを含む。)の高い取組から順に採択することとし、採択する取組の第3の1の(1)の助成事業に係る補助金の要望額を配分額とする。

ちに助成対象者に報告させるものとする。

4 増築等に伴う手続

事業実施主体である市町村は、助成対象者が整備した施設等の移転若しくは更新又は生産能力、利用規模、利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等を当該施設等の処分制限期間内に行うときは、あらかじめ助成対象者に報告させるものとする。

第 12 効率的かつ適正な執行の確保

1～4 (略)

5 事業実施主体は、本事業の実施に係る関係書類等を電子メールにより提出させるなど事務負担の軽減に努めるものとする。

第 13 国の助成措置等

1 (略)

2 国は、本事業に対する要望の把握に努めるとともに、配分予定額の範囲内で、以下の(1)から(3)までにより算定した配分額を都道府県に配分するものとする。

(1) (略)

(2) 助成対象者が集落ビジョンの実現に向けて実施する取組については、事業実施主体である市町村は、集落ビジョンに記載された成果目標等の取組を別紙5のポイント基準表に基づきポイント化し、その合計値を集落ビジョンに記載された最長5年間の総補助金額で除して採択ポイントを算定する。また、本事業により過年度から継続して実施する取組については、市町村が算定した採択ポイントに、都道府県が当該取組の前年度の成果目標の達成状況を踏まえたポイント加算を行う。

国は、算定された採択ポイント(都道府県の加算ポイントを含む。)の高い取組から順に採択することとし、採択する取組の第3の1の(1)の助成事業に係る補助金の要望額を配分額とする。

なお、中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱(平成29年3月31日付け28農振第2275号農林水産事務次官依命通知)の第3の3のアからシまでに掲げる地域に所在する助成対象者であって、同要綱の第2に規定する振興計画において支援対象とされている取組は、これらの取組を優先的に支援するために設定する配分予定額の範囲内で優先的

(3) 次のア及びイの要件を満たす地域計画（以下「将来像が明確化された地域計画」という。）の区域内で本事業を実施する場合は、優先して支援するために設定する額の範囲内で（2）で算出した採択ポイントの高い順に配分する。

なお、1つの地域計画が複数の目標地区を含む場合にあっても、要件に適合するか否かの判断は当該地域計画を単位として判断するものとする。

ア 農用地の利用の集積に関する目標

地域計画に記載する「将来の目標とする集積率」（以下「目標集積率」という。）について、次に掲げる基準を全て満たすものであること。

（ア）目標集積率が、「現状の集積率」（以下「現状集積率」という。）を下回らないこと。

（イ）目標集積率が8割以上であること。

ただし、都府県にあつては、農業地域類型（「農林統計に用いる地域区分の制定について」（平成13年11月30日付け13統計第956号農林水産省大臣官房統計情報部長通知）の農業地域類型区分別基準指標の分類をいう。以下同じ。）が、市町村を単位として中間農業地域又は山間農業地域である場合、目標集積率が次のいずれかを満たせば可とする。

a 現状集積率が5割未満の場合にあつては、6割以上であること。

b 現状集積率が5割以上6割未満の場合にあつては、現状集積率から10ポイント以上増加するものであること。

c 現状集積率が6割以上の場合にあつては、6割以上であること。

イ 農業を担う者が定められていない農用地等の面積の割合

地域計画に記載する「区域内の農用地等面積」から「地域内の農業を担う者一覧」に掲げる者の「10年後」における「経営面積」及び「作業受託面積」の合計を控除した面積が「区域内の農用地等面積」に占める割合が、次に掲げる基準を満たすものであること。

（ア）農業地域類型が都市的地域又は平地農業地域である場合にあつては、1割未満であること。

（イ）農業地域類型が中間農業地域又は山間農業地域である場合にあつては、2割未満であること。

(4) 中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱（平成29年3月31日付け28農振第2275号農林水産事務次官依命通知）の第3の3のアからシまでに掲げる地域に所在する助成対象者であつて、同要綱の第2に規定する振興計画において支援対象とされている取組を本事業

に採択するものとする。

（新設）

（新設）

で実施する場合は、優先して支援するために設定する額の範囲内で（２）で算出した採択ポイントの高い順に配分する。

（５）（１）から（４）までにより算定された配分額を踏まえて、第３の１の（２）のサポート活動に係る配分額を算定する。

第14 関係書類の整備

助成対象者、事業実施主体及び都道府県は、事業終了年度の翌年度から起算して５年間、１から６までに掲げる関係書類等を整備及び保存しておくものとする。ただし、本事業により取得し、又は効用の増加した財産で市町村交付規則等に定める処分制限期間を経過しない場合においては、６の管理関係書類を整備及び保存するものとする。

なお、電磁的記録により作成、整備及び保存が可能なものは、電磁的記録によることができるものとし、この場合、紙媒体での保存等は不要とする。

１ 計画書関係

【助成対象者の場合】

（１）～（４）（略）

【事業実施主体の場合】

（１）・（２）（略）

（３）助成対象者が導入した機械等の規模決定の根拠を確認した資料

（４）～（６）（略）

２～６ （略）

第16 環境負荷低減に向けた取組の実施

１・２ （略）

３ 事業実施主体及び助成対象者は、チェックシートに記載された環境負荷低減の各取組について、自らが事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを助成対象者は市町村長に、市町村長は都道府県知事に、都道府県知事は地方農政局長等に提出する。

また、実績報告の際は、チェックシートに記載された環境負荷低減の各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、助成対象者は市町村長に、市町村長は都道府県知事に、都道府県知事は地方農政局長等に提出し保管すること。

ただし、事務手続を簡素化する観点から、市町村長から都道府県知事、都道府県知事から地方農政局長等に提出する際、チェックシートを提出した全ての助成対象者のリストをチェックシート本体に代えることができるものとする。この場合、以下の内容を記載すること。

（３）（１）及び（２）により算定された配分額を踏まえて、第３の１の（２）のサポート活動に係る配分額を算定する。

第14 関係書類の整備

助成対象者、事業実施主体及び都道府県は、事業終了年度の翌年度から起算して５年間、１から６までに掲げる関係書類等を整備及び保存しておくものとする。ただし、本事業により取得し、又は効用の増加した財産で市町村交付規則等に定める処分制限期間を経過しない場合においては、６の管理関係書類を整備及び保存するものとする。

１ 計画書関係

【助成対象者の場合】

（１）～（４）（略）

【事業実施主体の場合】

（１）・（２）（略）

（３）助成対象者が整備した施設等の規模決定の根拠を確認した資料

（４）～（６）（略）

２～６ （略）

第16 環境負荷低減に向けた取組の実施

１・２ （略）

３ 事業実施主体及び助成対象者は、チェックシートに記載された各取組について、自らが事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを助成対象者は市町村長に、市町村長は都道府県知事に、都道府県知事は地方農政局長等に提出する。

- (1) 助成対象者が実施する取組内容、事業実施期間中に取組を実施した
か否か
- (2) 助成対象者名
- (3) 住所（都道府県）

4 都道府県においては、みどりの食料システム法の担当課が農林水産
省へ別途チェックシートを提出する場合にあっては、事業実施主体と
して、本事業の実施に際してチェックシートの提出は省略することが
できる。

4 3に係るチェックシートが、国庫補助金等の交付を受けるに当たり
既に他事業で提出しているチェックシートの内容と重複する場合に
は、提出済みのチェックシートの写しを提出することで代えることが
できる。

(別紙 1—1) 助成対象となる取組等

助成対象となる取組、経費、補助率等は下表のとおりとする。

表：(略)

(注 1) 若者等の雇用については、目標年度以降も雇用契約等により、助成対象者である集落営農等の中核的な人材として活動していくことを目指す高い意欲が認められ、かつ、当該助成対象者との間で、正規の従業員として期間の定めのない雇用契約を締結すること又は 7 か月以上の雇用契約を締結した後に翌年度以降も 7 か月以上の雇用契約を目標年度まで締結する意思を示していること。

なお、助成対象者が法人格を有しない等の理由で雇用契約の締結が困難な場合は、その構成員である個人等が中核となる若者等を新たに雇用することができるものとする。

(注 2) 若者等を雇用する経費について、

① 就業規則(又は給与規定)や雇用契約の定めに沿って支給され、かつ、助成対象者である集落営農において同等の業務に従事する従業員(雇用実績のない助成対象者については、地域で同程度の業務に従事する従業員)の賃金や手当の水準を参考として、社会通念上、著しく過大な額でないこと。

② (略)

(注 3) (略)

(別紙 1—1) 助成対象となる取組等

助成対象となる取組、経費、補助率等は下表のとおりとし、集落ビジョン等に基づき、最長 3 年間(補助上限額 1,000 万円)助成対象とすることができるものとする。

表：(略)

(注 1) 若者等の雇用については、目標年度以降も雇用契約等により、助成対象者である集落営農組織等の中核的な人材としての活動していくことを目指す高い意欲が認められ、かつ、当該助成対象者との間で、正規の従業員として期間の定めのない雇用契約を締結すること又は 7 か月以上の雇用契約を締結した後に翌年度以降も 7 か月以上の雇用契約を目標年度まで締結する意思を示していること。

なお、助成対象者が法人格を有しない等の理由で雇用契約の締結が困難な場合は、その構成員である個人等が中核となる若者等を新たに雇用することができるものとする。

(注 2) 若者等を雇用する経費については、

① 就業規則(又は給与規定)や雇用契約の定めに沿って支給され、かつ、助成対象者である集落営農組織において同等の業務に従事する従業員(雇用実績のない助成対象者については、地域で同程度の業務に従事する従業員)の賃金や手当の水準を参考として、社会通念上、著しく過大な額でないこと。

② (略)

(注 3) (略)

(別紙 1—2)

「中核となる若者等の雇用」に係る基準について

- 1 原則として労働保険（雇用保険、労働者災害補償保険）に加入させること。

2～7 (略)

(別紙 1—2)

「中核となる若者等の雇用」に係る基準について

- 1 原則として労働保険（雇用保険、労働者災害補償保険）に加入させること。また、法人にあっては、厚生年金保険、健康保険に加入させること。

2～7 (略)

(別紙 1 - 3)

共同利用機械等の導入に係る基準について

1・2 (略)

3 原則として、事業の対象となる機械等は、新品時の法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令第1条第1項に規定する耐用年数をいう。以下同じ。）がおおむね5年以上20年以下のものであること。

ただし、事業の対象となる機械等が中古機械等である場合には、上記に加え、同令第3条に規定する中古資産耐用年数が2年以上のものであること（法定耐用年数を経過したものについては、販売店等による2年間以上の保証があるものに限る。）。

4 (略)

5 導入を予定している機械等が、助成対象者の成果目標の達成に必要なものであり、かつ、既存の機械等の代替として、同種、同能力等のものを再度整備（いわゆる更新）するものではないこと。

6 (略)

7 導入を予定している製品・サービスの提供事業者等が、「農業分野におけるA I・データに関する契約ガイドライン」（令和2年3月農林水産省策定。以下「G L」という。）で対象として扱うデータ等を取得する場合は、そのデータ等の保管について取り決めた契約がG Lに準拠していること。

8 トラクター、コンバイン又は田植機である場合には、位置情報及び作業時間等に関するデータ（以下「農機データ」という。）を当該機械メーカー以外のシステムでも利用できるよう、当該機械メーカーがA P I（Application Programming Interface：複数のアプリケーション等を接続（連携）するために必要な仕組み）を自社のwebサイトや農業データ連携基盤等で公開し、農機データを連携できる環境を整備していること。

ただし、当該機械メーカーが農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していない場合を除く。

9 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が実施する農業機械の安全性検査の対象となっている農用トラクター（乗用型・歩行型）、田植機、コンバイン（自脱型）又は乾燥機（穀物用循環型）のうち令和7年度以降新たに発売される型式のものについて導入する場合にあっては、同安全性検査に合格したものの中から選定するものであること。

(別紙 1 - 3)

共同利用機械等の導入に係る基準について

1・2 (略)

3 原則として、事業の対象となる機械等は、新品時の法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令第1条第1項に規定する耐用年数をいう。以下同じ。）がおおむね5年以上20年以下のものであること。

ただし、事業の対象となる機械等が中古機械等である場合には、上記に加え、同令第3条に規定する耐用年数が2年以上のものであること（法定耐用年数を経過したものについては、販売店等による2年間以上の保証があるものに限る。）。

4 (略)

5 導入を予定している機械等が、助成対象者の成果目標の達成に必要なものであること。

6 (略)

7 整備を予定している施設等の施工業者等が、「農業分野におけるA I・データに関する契約ガイドライン」（令和2年3月農林水産省策定。以下「G L」という。）で対象として扱うデータ等を取得する場合は、そのデータ等の保管について取り決めた契約がG Lに準拠していること。

8 トラクター、コンバイン又は田植機である場合には、農機データを当該機械メーカー以外のシステムでも利用できるよう、当該機械メーカーがA P I（複数のアプリケーション等を接続・連携するために必要な仕組み）を自社のwebサイトや農業データ連携基盤等で公開し、農機データを連携できる環境を令和4年度末までに整備していること。

ただし、当該機械メーカーが農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していない場合を除く。

(新設)

(別紙4) 成果目標の目標水準

目標項目	目標 (当初採択年度から目標年度の目標)
1 継続的な発展のための体制の確立	以下の(1)から(5)までの取組から1つ以上選択。
(1)～(4) (略)	(略)
(5) 経営の高度化 (※)	組織の法人化、就業規則の策定、複式簿記の導入又は <u>GAP 認証の取得</u> を実施する。
2 継続的な発展のための収益性の改善	(略)

(注) (略)

(別紙4) 成果目標の目標水準

目標項目	目標 (当初採択年度から目標年度の目標)
1 継続的な発展のための体制の確立	以下の(1)から(4)までの取組から1つ以上選択。
(1)～(4) (略)	(略)
(5) 経営の高度化 (※)	組織の法人化、就業規則の策定、複式簿記の導入又は <u>GAP の導入</u> を実施する。
2 継続的な発展のための収益性の改善	(略)

(注) (略)

(別紙5) ポイント基準

(1) 将来像が明確化された地域計画策定ポイント

項目	点数
将来像が明確化された地域計画が策定されていること	(略)

(2) 広域連携等ポイント

項目	点数
(略)	(略)

(注) (略)

(3) 目標ポイント

項目	目標年度までに 実現すること	点数
1 継続的な発展のための体制の確立		
(1) 人材の確保	目標年度までに常時雇用者 (年間7ヶ月以上雇用される 者)を <u>増加させる</u>	(略)
(2) (略)	(略)	(略)
(3) 円滑な世代交代	目標年度までに構成員等のうち、60歳以下の農業機械のオペレーターを増加させる	(略)
(4) (略)	(略)	(略)
(5) 経営の高度化(※2)	(略)	(略)
	(略)	
	(略)	
	目標年度までに <u>GAP認証を取得する</u> (※1)	
2 継続的な発展のための収益性の改善		

(別紙5) ポイント基準

(1) 地域計画策定ポイント

項目	点数
地域計画が策定されていること	(略)

(2) 広域連携等ポイント

項目	点数
(略)	(略)

(注) (略)

(3) 目標ポイント

項目	目標年度までに 実現すること	点数
1 継続的な発展のための体制の確立		
(1) 人材の確保	目標年度までに常時雇用者 (年間7ヶ月以上雇用される 者)を <u>増加する</u>	(略)
(2) (略)	(略)	(略)
(3) 円滑な世代交代	構成員等のうち、60歳以下の 農業機械のオペレーターを増 加させる	(略)
(4) (略)	(略)	(略)
(4) 経営の高度化(※2)	(略)	(略)
	(略)	
	(略)	
	目標年度までに <u>GAPを導入す る</u> (※1)	
2 継続的な発展のための収益性の改善		

(1)事業の周年化(※2)	(略)	(略)
(2)高収益作物等の導入・拡大	目標年度までに高収益作物や有機農産物の導入・拡大によりこれらに係る販売金額を増加させる	(略)
(3)加工品や直売等の導入・拡大	目標年度までに加工品や直売等の導入・拡大によりこれらに係る販売金額を増加させる	(略)
(4)農作業の省力化	目標年度までに基幹作業(耕起、代かき、田植え又は播種、収穫等)の労働時間を削減させる	(略)

(注) (略)

(4) 付加ポイント

項目	目標年度までに実現すること	点数
(1)リスクへの備え(※1)	農業版BCPを策定している、又は収入保険等への加入している	(略)
(2)環境への配慮(※1)	持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画(みどりの食料システム法附則第3条第2項によりなおその効力を有するものとされた持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(平成11年法律第110号)第4条第1項に規定する持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画をいう。以下同じ。)の認定を受けている、環境負荷低減事業活動実施計画(みどりの食料システム法第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画をいう。以下同じ。)又は特定環境負荷低減事業活動実施計画(同法第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画をいう。以下同じ。)の認定を受けている	(略)

(1)事業の周年化(※2)	(略)	(略)
(2)高収益作物等の導入・拡大	目標年度までに高収益作物や有機農産物の導入・拡大によりこれらに係る販売金額が増加する	(略)
(3)加工品や直売等の導入・拡大	目標年度までに加工品や直売等の導入・拡大によりこれらに係る販売金額が増加する	(略)
(4)農作業の省力化	目標年度までに基幹作業(耕起、代かき、田植え又は播種、収穫等)の労働時間を削減する	(略)

(注) (略)

(4) 付加ポイント

項目	目標年度までに実現すること	点数
(1)リスクへの備え(※)	申請時点において、農業版BCPの策定している、又は収入保険等への加入している	(略)
(2)環境への配慮(※)	申請時点において、持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画(みどりの食料システム法附則第3条第2項によりなおその効力を有するものとされた持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(平成11年法律第110号)第4条第1項に規定する持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画をいう。以下同じ。)の認定を受けている、環境負荷低減事業活動実施計画(みどりの食料システム法第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画をいう。以下同じ。)又は特定環境負荷低減事業活動実施計画(同法第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画をいう。以下同じ。)の認定を受けている	(略)

	化学農薬や化学肥料の削減 を行っている	(略)
(3) 輸出の取組(※1)	既に農産物等を海外へ輸出 している又は輸出事業計画 (※2)の認定を受けている	(略)

(注) ※1の項目については、第3の5の(1)のエの連携組織の場合にあつては、当該連携組織の構成員で同アからウまでの要件を満たす組織の取組であっても設定できるものとする。

※2の項目については、輸出事業計画の認定規程(令和2年4月1日付け農林水産大臣決定)により農林水産大臣が認定した計画をいう。

(5) (略)

	化学農薬や化学肥料の削減 を行う	(略)
(3) 輸出の取組(※)	申請時点において、既に農産 物等を海外へ輸出している又 は輸出事業計画の認定を受 けている	(略)

※の項目については、第3の5の(1)のエの連携組織の場合にあつては、当該連携組織の構成員で同アからウまでの要件を満たす組織の取組であっても設定できるものとする。

(新設)

(5) (略)

(別紙様式第1-1号)

〇〇集落ビジョン

都道府県名		市町村名	
地区名		地区内農地面積	
集落営農名			
連携組織名			
構成組織名			

※複数の集落営農が連携して事業に取り組む、又は他の法人や異業種と連携して本事業に取り組む場合は、「連携組織名」欄に連携組織の名称を、「構成組織名」欄に連携組織の構成員全てを記載してください。

1～3 (略)

4. 成果目標等

(1) 成果目標について

成果目標に設定する項目の「□」にチェックを入れること。

ただし、現状欄のみに記載した項目はチェック不可。(1を除く)

	項 目	内 容	現状	1年目 (当初 採択年 度)	〇年目	〇年目	〇年目	〇年目 (目標 年度)
			R年 度	R年 度	R年 度	R年 度	R年 度	R年 度
1 継続的な発展のための体制の確立								
☐	(1)～(4) (略)	(略)						
☐	(5) 経営の 高度化	(略)						
		(略)						
		(略)						
		GAP認証の取得(※1) (取組組織名:)						
2 (略)								
☐	(1)～(4) (略)	(略)						

(別紙様式第1-1号)

〇〇集落ビジョン

都道府県名		市町村名	
地区名		地区内農地面積	
集落営農組織名			
連携組織名			
構成組織名			

※複数の集落営農が連携して事業に取り組む、又は他の法人や異業種と連携して本事業に取り組む場合は、「連携組織名」欄に連携組織の名称を、「構成組織名」欄に連携組織の構成員全てを記載してください。

1～3 (略)

4. 成果目標等

(1) 成果目標について

成果目標に設定する項目の「□」にチェックを入れること。

ただし、現状欄のみに記載した項目はチェック不可。(1を除く)

	項 目	内 容	現状	1年目 (当初 採択年 度)	〇年目	〇年目	〇年目	〇年目 (目標 年度)
			R年 度	R年 度	R年 度	R年 度	R年 度	R年 度
1 継続的な発展のための体制の確立								
☐	(1)～(4) (略)	(略)						
☐	(5) 経営の 高度化	(略)						
		(略)						
		(略)						
		GAPの導入(※1) (取組組織名:)						
2 (略)								
☐	(1)～(4) (略)	(略)						

※ 1 ～ 3 (略)

(2) (略)

5 ～ 7 (略)

※ 1 ～ 3 (略)

(2) (略)

5 ～ 7 (略)

(別紙様式第2号)

令和○年度集落営農等支援計画

都道府県名		市町村名	
地区名		地区内農地面積	
集落営農名			
連携組織名			
構成組織名			

1 (略)

2 目標地図

(1) 目標地図

目標地図	[組織名]	令和7年度中に目標 地図に位置付けられ ることが確実	[組織名]
------	-------	----------------------------------	-------

(注) (略)

(削る。)

(2) 目標地図に位置付けるスケジュール

スケジュール

3・4 (略)

5 添付書類

・ 別紙様式第2号別添 助成事業等実施内容 (内訳)

・ (略)

・ (略)

・ (略)

(削る。)

・ (略)

(別紙様式第2号)

令和○年度集落営農等支援計画

都道府県名		市町村名	
地区名		地区内農地面積	
集落営農組織名			
連携組織名			
構成組織名			

1 (略)

2 目標地図又は人・農地プラン

(1) 目標地図

目標地図	[組織名]	令和6年度中に目標 地図に位置付けられ ることが確実	[組織名]
------	-------	----------------------------------	-------

(注) (略)

(2) 人・農地プランの実質化

実質化された人・農 地プラン	[組織名]	令和6年度中に目標 地図に位置付けられ ることが確実	[組織名]
-------------------	-------	----------------------------------	-------

(注) 助成対象者(連携組織の構成員を含む。)が、実質化した人・農地プランに位置付けられている場合には組織名を記載

(3) 目標地図または人・農地プランに位置付けるスケジュール

スケジュール

3・4 (略)

5 添付書類

・ 別紙様式第2号別添1 助成事業等実施内容 (内訳)

・ (略)

・ (略)

・ (略)

・ 地域計画が策定されていない場合には、助成対象者が位置付けられている実質化された人・農地プラン

・ (略)

- (略)
 - (略)
- (注) (略)

- (略)
 - (略)
- (注) (略)

(別紙様式第2号別添)

(別紙様式第2号別添1)

助成事業等実施内容（実施内訳）

(1) 總括表

[illegible]

(注) 1 記載は、(2)の個別表の記載から転記すること。

- 1 記載は、(2)の個別表の記載から転記すること。
- 2 都道府県及び市町村のサポート経費について集落ビジョンごとに必要経費を記載すること。

(別紙様式第2号別添1)

助成事業等実施内容（実施内訳）

(1) 總括表

[illegible]

(注) 1 記載は、(2)の個別表の記載から転記すること。

記載は、(2)の個別表の記載から転記すること。

[illegible][illegible]

(2) (個別表)

[illegible]

(2) (個別表)

[illegible]

成果目標の設定状況

1 継続的な発展のための体制の確立

(1) 人材の確保				(2) 人材の育成				(3) 円滑な世代交代				(4) 農地の集積			
常時雇用者の増加（年間7か月以上雇用される者）				雇用就農者のキャリアアップに向けた人材育成計画の策定				60歳以下のオペレーターを増加させる				農地バンクを通じた利用権設定等（農作業の受託を含む）の面積拡大			
現状	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	増加 単位 （人）	取組内容と成果目標の項目の関連	現状	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	単位 （目標値）	取組内容と成果目標の項目の関連
							集落営農者（広域連携等）の増加								実施地区内農地面積
							取組内容と成果目標の項目の関連								現状値
							R4年度								R4年度
							R5年度								R5年度
							R6年度								R6年度
							R7年度								R7年度
							R8年度								R8年度
							単位（目標値）								単位（目標値）
							取組内容と成果目標の項目の関連								現状値
							件								件
							R4年度								R4年度
							R5年度								R5年度
							R6年度								R6年度
							R7年度								R7年度
							R8年度								R8年度
							単位（目標値）								単位（目標値）
							取組内容と成果目標の項目の関連								現状値
							件								件
							R4年度								R4年度
							R5年度								R5年度
							R6年度								R6年度
							R7年度								R7年度
							R8年度								R8年度
							単位（目標値）								単位（目標値）
							取組内容と成果目標の項目の関連								現状値
							件								件
							R4年度								R4年度
							R5年度								R5年度
							R6年度								R6年度
							R7年度								R7年度
							R8年度								R8年度
							単位（目標値）								単位（目標値）
							取組内容と成果目標の項目の関連								現状値
							件								件
							R4年度								R4年度
							R5年度								R5年度
							R6年度								R6年度
							R7年度								R7年度
							R8年度								R8年度
							単位（目標値）								単位（目標値）
							取組内容と成果目標の項目の関連								現状値
							件								件
							R4年度								R4年度
							R5年度								R5年度
							R6年度								R6年度
							R7年度								R7年度
							R8年度								R8年度
							単位（目標値）								単位（目標値）
							取組内容と成果目標の項目の関連								現状値
							件								件
							R4年度								R4年度
							R5年度								R5年度
							R6年度								R6年度
							R7年度								R7年度
							R8年度								R8年度
							単位（目標値）								単位（目標値）
							取組内容と成果目標の項目の関連								現状値
							件								件
							R4年度								R4年度
							R5年度								R5年度
							R6年度								R6年度
							R7年度								R7年度
							R8年度								R8年度
							単位（目標値）								単位（目標値）
							取組内容と成果目標の項目の関連								現状値
							件								件
							R4年度								R4年度
							R5年度								R5年度
							R6年度								R6年度
							R7年度								R7年度
							R8年度								R8年度
							単位（目標値）								単位（目標値）
							取組内容と成果目標の項目の関連								現状値
							件								件
							R4年度								R4年度
							R5年度								R5年度
							R6年度								R6年度
							R7年度								R7年度
							R8年度								R8年度
							単位（目標値）								単位（目標値）
							取組内容と成果目標の項目の関連								現状値
							件								件
							R4年度								R4年度
							R5年度								R5年度
							R6年度								R6年度
							R7年度								R7年度
							R8年度								R8年度
							単位（目標値）								単位（目標値）
							取組内容と成果目標の項目の関連								現状値
							件								件
							R4年度								R4年度
							R5年度								R5年度
							R6年度								R6年度
							R7年度								R7年度
							R8年度								R8年度
							単位（目標値）								単位（目標値）
							取組内容と成果目標の項目の関連								現状値
							件								件
							R4年度								R4年度
							R5年度								R5年度
							R6年度								R6年度
							R7年度								R7年度
							R8年度								R8年度
							単位（目標値）								単位（目標値）
							取組内容と成果目標の項目の関連								現状値
							件								件
							R4年度								R4年度
							R5年度								R5年度
							R6年度								R6年度
							R7年度								R7年度
							R8年度								R8年度
							単位（目標値）								単位（目標値）
							取組内容と成果目標の項目の関連								現状値
							件								件
							R4年度								R4年度
							R5年度								R5年度
							R6年度								R6年度
							R7年度								R7年度
							R8年度								R8年度
							単位（目標値）								単位（目標値）
							取組内容と成果目標の項目の関連								現状値
							件								件
							R4年度								R4年度
							R5年度								R5年度
							R6年度								R6年度
							R7年度								R7年度
							R8年度								R8年度
							単位（目標値）								単位（目標値）
							取組内容と成果目標の項目の関連								現状値
							件								件
							R4年度								R4年度
							R5年度								R5年度
							R6年度								R6年度
							R7年度								R7年度
							R8年度								R8年度
							単位（目標値）								単位（目標値）
							取組内容と成果目標の項目の関連								現状値
							件								件
							R4年度								R4年度
							R5年度								R5年度
							R6年度								R6年度
							R7年度								R7年度
							R8年度								R8年度
							単位（目標値）								単位（目標値）
							取組内容と成果目標の項目の関連								現状値
							件								件
							R4年度								R4年度
							R5年度								R5年度
							R6年度								R6年度
							R7年度								R7年度
							R8年度								R8年度

(別紙様式第3号)

令和○年度集落営農活性化プロジェクト促進事業
○○都道府県事業実施計画

1～5 (略)

[添付資料]

1. (略)
2. 別紙様式第2号別添 助成事業等実施内容(内訳)
別紙様式第3号別添 都道府県サポート計画
(削る。)
別紙様式第2号 支援計画
環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート
3. (略)

(注) (略)

(別紙様式第3号)

令和○年度集落営農活性化プロジェクト促進事業
○○都道府県事業実施計画

1～5 (略)

[添付資料]

1. (略)
2. (新設)
別紙様式第3号別添1 都道府県サポート計画
別紙様式第3号別添2 助成事業等実施内容(内訳)
別紙様式第2号 支援計画
環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート
3. (略)

(注) (略)

(別紙様式第3号別添)

様式 (略)

(別紙様式第3号別添1)

様式 (略)

(削る。)

(別紙様式第3号別添2)

助成事業等実施内容（実施内訳）

(1) 總括表

[illegible]

(注) 1 記載は、(2)の個別表の記載から転記すること。

- 1 掲載されている資料は、その資料の作成が完了したものである。
- 2 都道府県及び市町村のサポート経費について集落ビジョンごとに必要経費を記載すること。

[illegible]

[illegible]

(別紙様式第5号別添)

目標達成状況報告書（○年目）

都道府県名	市町村名	助成対象者名	事業採択年度	目標年度

1 助成対象者の成果目標

項 目	現状	目標 達成状況（上段：計画、下段：実績）					○年目 達成状況 （%）	実績を確認 した資料名 等
		1 年目 （当初採 択年度： R○年度）	○年目 （R○年 度）	○年目 （R○年 度）	○年目 （R○年 度）	○年目 （目標年 度： R○年度）		
1 継続的な発展のための体制の確立								
① ～ ④	(略)							
⑤ 経 営 の 高 度 化	(略)							
GAP認証 の取得								
2 (略)								
① ～ ④	(略)							

2 （略）

（添付資料） （略）
〔記入要領等〕 （略）

(別紙様式第5号別添)

目標達成状況報告書（○年目）

都道府県名	市町村名	助成対象者名	当初採択年度	目標年度

1 助成対象者の成果目標

項 目	現状	目標 達成状況（上段：計画、下段：実績）					○年目 達成状況 （%）	実績を確認 した資料名 等
		1年目 （当初採 択年度： R○年度）	○年目 （R○年 度）	○年目 （R○年 度）	○年目 （R○年 度）	○年目 （目標年 度： R○年度）		
1 継続的な発展のための体制の確立								
① ～ ④	（略）							
⑤ 経 営 の 高 度 化	（略）							
	（略）							
	（略）							
	GAPの導							
	入							
2 （略）								
① ～ ④	（略）							

2 （略）

（添付資料） （略）
〔記入要領等〕 （略）

(別紙様式第 6 号別添)

目標達成状況報告書（都道府県）

都道府県名	
-------	--

事業採択年度	市町村名	助成対象 者名	都道府県の点検（評価）にお ける所見（評価）及び指導内容

（注） （略）

(別紙様式第 6 号別添)

目標達成状況報告書（都道府県）

都道府県名	
-------	--

当初採択年度	市町村名	助成対象 者名	都道府県の点検（評価）にお ける所見（評価）及び指導内容

（注） （略）

(別紙様式 7 号別添)

目標達成状況報告書（地方農政局等）

地方農政局等名	
---------	--

事業採択 年度	都道府県 名	市町村名	助成対象 者名	都道府県の点検（評価）における所見（評価）及び指導内容を踏まえた地方農政局長等の所見（評価）及び指導内容

（注） （略）

(別紙様式 7 号別添)

目標達成状況報告書（地方農政局等）

地方農政局等名	
---------	--

当初採択 年度	都道府県 名	市町村名	助成対象 者名	都道府県の点検（評価）における所見（評価）及び指導内容を踏まえた地方農政局長等の所見（評価）及び指導内容

（注） （略）

(別紙様式第8号)

目標未達成理由等の報告書

都道府県名	市町村名	助成対象者名	事業採択年度	目標年度

I・II (略)

〔記入要領〕 (略)

(別紙様式第8号)

目標未達成理由等の報告書

都道府県名	市町村名	助成対象者名	当初採択年度	目標年度

I・II (略)

〔記入要領〕 (略)

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の要綱に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。